

平成 30 年度

第 1 回

財政援助団体等監査報告書
(指定管理者監査)

指定管理者

社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

所管部課

福祉保健部 介護福祉課

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書（指定管理者監査）

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

施設名：福生市福祉センター

指定管理者：社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

所管部課：福祉保健部 介護福祉課

3 監査の範囲

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に執行された福祉センター施設指定管理委託、老人福祉センター事業指定管理委託、配食サービス事業指定管理委託、生きがい活動支援デイサービス事業指定管理委託に関する事業について

4 監査の期間

平成30年9月21日から平成30年12月25日まで

[説明聴取日 平成30年11月6日]

5 監査の方法

公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

6 監査の重点

所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

第2 指定管理の概要

1 目的

社会福祉法人としての能力を活用することにより、地域住民等に対する福祉サービスの向上及び福祉センターの効率的な管理を行い、地域福祉の一層の増進を図る。

2 事業の名称・内容

福祉センター施設指定管理委託

老人福祉センター事業指定管理委託

配食サービス事業指定管理委託

生きがい活動支援デイサービス事業指定管理委託

3 施設の名称

福生市福祉センター

福生市南田園二丁目 13 番地 1

4 指定管理者名・代表者

社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

会長 秋山 美左江

5 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 (5 年間)

6 指定管理委託料

平成 26 年度	117,164,000 円	(決算額)
（福祉センター施設	69,745,000 円)	
（老人福祉センター事業	23,654,000 円)	
（配食サービス事業	6,900,000 円)	
（生きがい活動支援デイサービス事業	16,865,000 円)	

平成 27 年度	124,757,000 円	(決算額)
(福祉センター施設	77,627,000 円)	
(老人福祉センター事業	23,519,000 円)	
(配食サービス事業	6,900,000 円)	
(生きがい活動支援デイサービス事業	16,711,000 円)	
平成 28 年度	120,749,000 円	(決算額)
(福祉センター施設	73,688,000 円)	
(老人福祉センター事業	23,498,000 円)	
(配食サービス事業	6,900,000 円)	
(生きがい活動支援デイサービス事業	16,683,000 円)	
平成 29 年度	117,484,000 円	(決算額)
(福祉センター施設	70,267,000 円)	
(老人福祉センター事業	23,545,000 円)	
(配食サービス事業	6,900,000 円)	
(生きがい活動支援デイサービス事業	16,772,000 円)	
平成 30 年度	110,875,000 円	(予算額)
(福祉センター施設	63,537,000 円)	
(老人福祉センター事業	23,610,000 円)	
(配食サービス事業	6,900,000 円)	
(生きがい活動支援デイサービス事業	16,828,000 円)	

第 3 監査の結果

福生市福祉センターの指定管理者である福生市社会福祉協議会及び所管課について監査を行った結果、基本協定書、年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

【指摘事項】

(1) 利用料金の納入事務について

配食サービス事業及び生きがい活動支援デイサービス事業の利用料金は、基本協定書第 31 条により指定管理者が翌月 15 日までに市に納入することとされているが、期限内に納入されていない月が見受けられた。また、所管課が作成した納付書の納入期限が翌月 15 日ではなく、全て翌月末日に設定されていた。

利用料金は、指定管理者が提出した月締めの実績報告書に誤りがないことを所管課が確認してから納入しているため、実績報告書の誤りにより再提出になると納入期限に間に合わなくなることもあり、また、所管課も当報告書の遅延を考慮して納付書の納入期限を翌月末日に設定していたとのことである。

基本協定書に納入期限が定められている以上、指定管理者は、利用料金の期限内の納入を徹底されたい。しかしながら、そもそも利用料金の収納や実績報告書の作成等の処理に時間を要し、翌月 15 日までの納入が実質的に困難なのであれば、所管課においても、指定管理者と協議し、基本協定書の納入期限を改定するよう検討されたい。

(2) 書面による承諾手続について

指定管理者が基本協定書第 7 条に定める管理物件の形状、形質を変更する場合や、同第 16 条に定める本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市の承諾が必要であり、同第 49 条で承諾は書面によらなければならないとされているが、所管課は承諾書を指定管理者に発出しておらず、口頭での承諾で済ませていた。

承諾は市の指定管理者に対する意思表示であり、口頭により行くと、後日指定管理業務の履行にあたって疑義や問題が生じた場合に責任の所在が不明確となるため、基本協定書の条項を厳守し、書面による承諾手続を徹底されたい。

【意見・要望等】

(1) 基本協定書及び管理運営業務基準の整備について

基本協定書第 25 条では、指定管理者は、年度報告については毎年 5 月 10 日までに事業報告書を市に提出しなければならないと規定しているが、管理運営業務基準によれば、各事業の事業実績報告書は事業年度終了後の翌月 15 日までに提出することとされており、基本協定書と管理運営業務基準との間で不整合が生じている。

また、基本協定書には、市の承諾を必要とする事項について、早急な対応が必要な場合であっても事後承諾による例外的な規定が定められていない。

さらに、基本協定書第 48 条では、本業務の範囲外の業務（自主事業）について定めているが、自主事業の範囲が明確にされていない。

所管課においては、基本協定書及び管理運営業務基準の内容を見直し、相互間の不整合な記述や条項の不備、条文中の不明確な記載内容などについて改定するよう要望する。

(2) 施設の法定点検実施の確認方法について

施設の設備等に義務付けられている法定点検について、所管課は、指定管理者

から提出される指定管理報告書により確認しているが、内容は実施した点検の件名と実施日に限られ、点検に伴う指摘事項等は口頭で報告を受けているとのことであった。

点検の内容報告が口頭のみで行われると、施設設備の現状や不具合箇所などが正確に伝わりにくくなり、急を要する深刻な故障などに対応できなくなる恐れがある。

所管課においては、点検実施業者等が作成した点検報告書の総括部分について指定管理者に写しの提出を求め、履行の実態を確認するよう努められたい。

(3) 洪水災害への対応について

福生市が平成29年8月に市内全戸に配布した多摩川洪水・内水ハザードマップ（想定最大規模）によれば、福祉センターの所在地である南田園地区周辺には水深0.5メートル以上10メートル未満の浸水被害が想定されている。当マップに対応した災害対応マニュアルの整備や避難訓練等の実施について指定管理者に確認したところ、洪水の危険性について認識していない状況であった。

福祉センターの利用者には災害時の避難に時間を要する高齢者や障害者が多く、洪水時は北側の段丘上まで移動しなくてはならないため、震災等の他の災害よりも避難の完了に時間がかかることが予想される。

指定管理者においては、洪水浸水被害の危険性を十分に認識し、遠方避難所への要援護者避難を想定した災害対応マニュアルの作成及び周知、避難訓練の実施等を早急に検討されるよう要望する。

(4) モニタリングのアンケートによる指定管理の評価について

基本協定書第26条ではモニタリングの実施に伴い利用者の満足度調査等が義務付けられ、指定管理者は、4つの事業に関するアンケートを年1回行っている。所管課は、このアンケートの結果を評価指標に含めて指定管理の評価を行っているとのことである。

しかしながら、一般的に施設や事業の利用者は初回を除くとある程度満足しているから利用し続けているのであり、満足度はおのずと高いものとなる。

所管課は、このアンケート結果が福祉センターの常時利用者の満足度に過ぎず、施設や事業を利用可能な全ての市民が母集団ではないことを意識の片隅に留めていただきたい。